

日本看護連盟のあゆみ

護協会長を兼任

西暦	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
年号	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R0	R2	R3	R4
連盟会長	☆初代会長 林 塩		☆第2代会長 須古 都		☆第4代会長 関 光		☆第3代会長 水野 しづ		☆第5代会長 宮田 父代子		☆第6代会長 大森 文子		☆第7代会長 有田 幸子		☆第8代会長 見藤 隆子		●第9代会長 白杵 久子		見藤会長	見藤会長	☆第10代会長 見藤 隆子		●第11代会長 清水 嘉与子		●第12代会長 草間 朋子		●第13代会長 大島 敏子																																					
日本看護連盟の動き	●日本看護連盟設立 ●石本 茂顧問就任		●日本看護連盟結成大会		●機関誌「連盟通信」創刊号発刊		●初の地区支部長研修会開催		●創立15周年「15年の歩み」発刊		●創立25周年		●創立30周年式典		●創立35周年式典		●創立40周年式典		●創立45周年式典		●創立50周年式典		●創立55周年式典		●リフォーム連盟		●名誉会員・学生会員創設		●政治アカデミー閉校		●初の都道府県別会議開催		●看護問題対策議員連盟開始		●公認キャラクター誕生 カンタくん・レンコちゃん																													
議員名及び活動と政策等	●支部数29		●第6回参院選 林 塩		●第7回参院選 石本 茂		●第9回参院選 石本 茂		●第11回参院選 石本 茂		●第13回参院選 石本 茂 看護問題小委員会委員就任		●第15回参院選 清水 嘉与子 看護問題小委員会委員就任		●第17回参院選 清水 嘉与子		●第18回参院選 南野 知恵子		●第44回衆院選 あべ 俊子		●第45回衆院選 あべ 俊子		●第47回衆院選 あべ 俊子		●第48回衆院選 あべ 木村 弥生		●第24回参院選 高階 恵美子		●第46回衆院選 あべ 俊子		●第22回参院選 高階 恵美子		●第23回参院選 石田 昌宏		●第25回参院選 石田 昌宏		●第49回衆院選 あべ 高階		●第26回参院選 友納 理恵子																									
	●社会保険に「基準看護制度」創設		●厚生省看護課復活		●看護教員養成の新設		●夜間看護手当の支給		●複数夜勤月8日以内		●石本議員 厚生政務次官再任		●石本議員 国務大臣環境庁長官就任		●石本議員引退		●清水議員		●産業保健師誕生		●第49回衆院選 あべ 高階		●第48回衆院選 あべ 木村 弥生		●高階議員 文教科学委員長就任		●石田議員 厚生労働委員会筆頭理事就任		●高階議員 厚生労働大臣就任		●あべ議員 外務大臣就任		●あべ議員 外務副大臣就任		●高階議員 厚生労働大臣就任		●あべ議員 外務大臣就任		●認知症ケア加算創設		●夜間看護体制加算																							
	●看護教員養成の新設		●夜間看護手当の支給		●複数夜勤月8日以内		●石本議員 自民党入党 看護協会総会で承認		●石本議員 厚生政務次官就任		●保助看法一部改正 看護人→看護士		●夜間看護婦車送り予算化		●国立看護研修研究センター設立		●保健婦の増員		●日赤看護慰労金給付実現		●労基法特別規定の廃止		●看護の日制定		●看護師国家試験及び合格発表年2回 →1回(3月)となる		●看護関係予算前年138%		●国家公務員看護部長新設7級		●看護師等人材確保法施行		●ナースセンター設置		●男性保健士の誕生		●看護職の名称「師」に統一		●DV法成立		●診療報酬改定 入院基本料7:1創設		●雪害影響の看護師国家試験救済		●特定行為に関わる看護師の研修制度		●ナースセンターへの届出制度		●入院時支援加算新設															

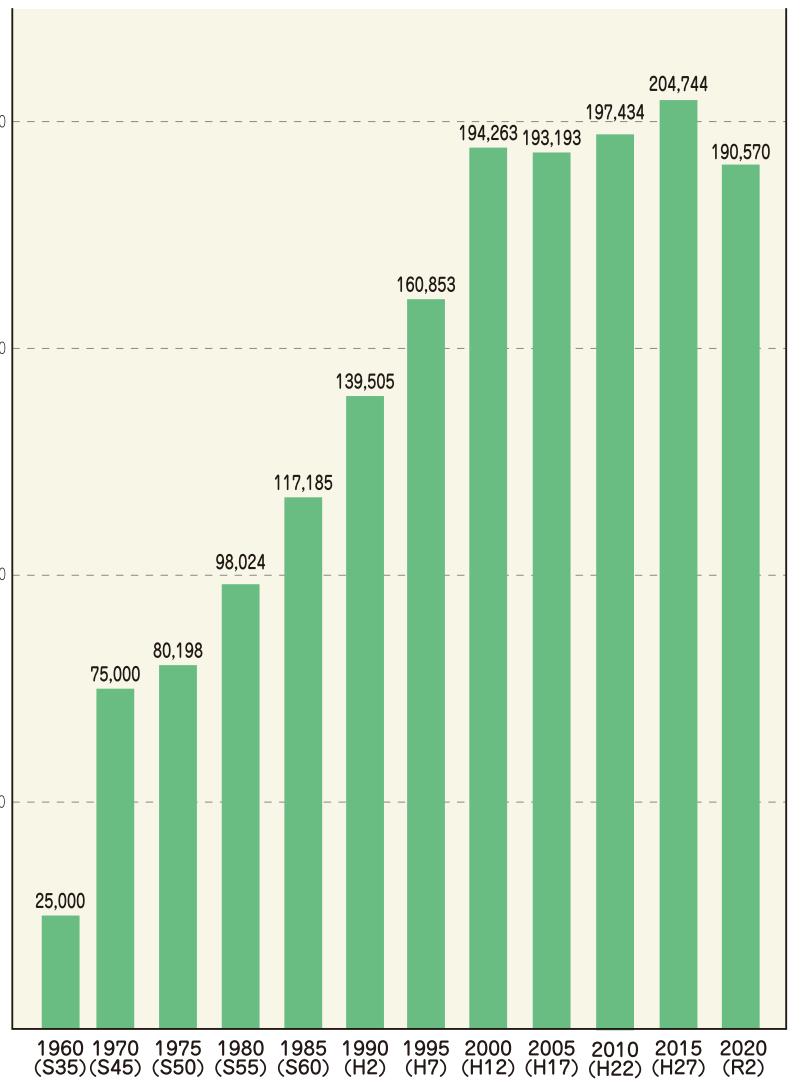
lemon

Handwriting practice lines consisting of five sets of horizontal dashed lines for letter formation.

Handwriting practice lines consisting of five sets of horizontal dashed lines for letter formation.

no

日本看護連盟会員数の推移



- (1) 北海道・東北ブロック
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
 - (2) 関東・甲信越ブロック
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都・新潟県・山梨県・長野県
 - (3) 東海・北陸ブロック
富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
 - (4) 近畿ブロック
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
 - (5) 中国・四国ブロック
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
 - (6) 九州ブロック
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(ブロック協議会の組織、運営)
第9条 ブロック協議会の組織、運営に関する必要な事項は、中央役員会の決議において
別に定める。

第5章 技助

(補償額)
第 10 条 規約第 36 条により、正会員、特別会員が死亡した時は、一律 100 万円とする。
 負傷、羅病、その他の事故について最高額 50 万円とする。

(予算) 第11条 日本看護連盟の一般会計並びに別途算定によりこれにあてて

(給付の決定)

第12条 中央役員会において決定する。
(手続き)
第13条 申請書に医師の診断書を添え、都道府県看護連盟会長を経由して日本看護連盟

会長に提出する。
(給付の制限)
第14条 故意に給付の事由を生じさせたときは、役員会において当該給付を行わないこ
とができる

附 則

第1条 この規約細則は平成24年6月16日から施行する

沿革 平成 24 年 6 月 16 日制定
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 6 月 5 日改正